

環境影響評価書案審査意見書

「豊海地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池 百合子

記

第 1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：豊海地区再開発準備組合
代表者：理事長 衣川 洋
所在地：東京都中央区豊海町 2 番 2 4 号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：豊海地区第一種市街地再開発事業
種 類：住宅団地の新設、高層建築物の新築
- 3 対象事業の所在地
東京都中央区豊海町 2 番及び勝どき六丁目 7 番の一部

第 2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の予測において、最大着地濃度出現地点では、本事業による付加率が高い上に、計画地に隣接して小学校などの教育施設が存在することから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するもののこれらの数値が高く、また、計画地に隣接して小学校などの教育施設が存在し、本事業による影響が懸念されていることから、建設機械の稼働に当たっては、防音シートを設置するなどの環境保全のための措置を徹底すること。

【風環境】

風洞実験により求められた風速比に対して、ガストファクターを設定し、日最大瞬間風速の超過確率を算出しているが、設定したガストファクターの数値や算出根拠等が不明確であることから、これらについて明らかにすること。